

苫小牧工業高等専門学校ダイバーシティ推進室要項

(平成25年2月12日校長裁定)

一部改正 平成27年3月10日

一部改正 平成28年1月26日

一部改正 令和7年3月17日

(設置)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン (DE&I) (平成23年9月12日策定) に基づき、苫小牧工業高等専門学校におけるダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン (以下「DE&I」という。) を推進するため、苫小牧工業高等専門学校ダイバーシティ推進室 (以下「推進室」という。) を置く。

(業務)

第2条 推進室においては、次の業務を行う。

- 一 DE&I 推進の企画、立案及び実施に関すること
- 二 DE&I 推進の実施状況の点検、評価及び改善に関すること
- 三 DE&I 推進の情報提供及び広報・公表に関すること
- 四 その他 DE&I 推進に関すること

(組織)

第3条 推進室は、次に掲げる室員をもって組織する。

- 一 副校長 (総務主事)
- 二 事務部各課長
- 三 その他校長が指名した者

(任期)

第4条 前条第三号の室員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長)

第5条 推進室に室長を置き、教授又は准教授のうちから校長が指名する。

2 室長は、推進室の業務を統括するとともに、会議を招集しその議長となる。

3 室長が不在のときは、あらかじめ室長が指名した室員がその職務を代行する。

(報告)

第6条 室長は、必要に応じ、校長に業務の進捗状況及び結果等を報告するものとする。

(事務)

第7条 推進室の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進室の運営等に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 記

1. この要項は、平成25年3月1日から実施する。

2. この要項の実施後、第3条第二号及び第四号による最初の室員の任期は、第4条の規定に関わらず、平成25年3月31日までとする。

附 記

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、令和7年4月1日から実施する。